# 会社法制(企業統治等関係) の見直しに関する 法制審議会における検討状況

平成31年1月18日 法務省

### 一法務大臣による法制審議会への諮問一

## 平成26年改正会社法附則第25条 (平成27年5月施行)

「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」

## 会社法制の見直しに関する諮問(平成29年2月9日)



「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」

### 株主総会資料の電子提供制度の創設

#### 現行法の問題点

- □ 取締役は、株主総会の招集に当たり、株主の個別の承諾を得れば、株主総会資料(株主総会参考書類、事業報告、貸借対照表、損益計算書等)を書面に代えてインターネット等を用いて提供することができる。
- □ 上場会社等においては、全ての株主から個別の承諾を得ることが難しく、インターネット等を用いた提供の利用は限定的である。

#### 対応

- □ 電子提供制度の創設
  - 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役が株主総会を招集するに当たり、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対してそのアドレス等を書面により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、適法に提供したものとする。
- □ デジタル・ディバイドの問題への配慮
  - 書面の交付を希望する株主は、株式会社に対してウェブサイトに掲載された資料を書面により交付することを請求することができるようにする。
- □ 上場会社等における制度の利用 上場会社等においては、電子提供措置をとる旨の定款の定めを設けなければならないものとする。

### 報酬規制の見直し

#### 現行法の問題点

- □ 取締役の報酬は、定款の定め又は株主総会の決議においては概括的に定めればよく、必ずしも個々の取締役について具体的に定める必要はないものと解されている(いわゆる一任決議)。
- □ 株式又は新株予約権を報酬とする場合において株主総会の決議により定めなければならない事項が不明確である。
- □ 取締役の報酬の決定手続等の透明性を高めるための見直しが強く求められている。

### 対応

- □ 報酬の決定方針の決定の義務付け
  - 上場会社等の取締役会は、定款の定め又は株主総会の決議により取締役の個人別の報酬の内容が定められていない場合には、その決定方針を決定しなければならないものとする。
- □ 株主総会における説明義務の拡大
  - 額が確定している報酬に関する議案を株主総会に提出した取締役は、その報酬が相当であることの理由を説明しなければならないものとする。
- □ 株式又は新株予約権を報酬とする場合における株主総会の決議事項を明確にする。
- □ 上場会社が取締役の報酬として株式を発行する場合には、出資の履行を要しないものとする。
- □ 事業報告による情報開示の充実

### 社外取締役を置くことの義務付け

#### 社会経済情勢の変化等

- □ 我が国の資本市場が全体として信頼される環境を整備するためには、上場会社等(注)について、 会社法において社外取締役の選任を義務付け、上場会社等においては、社外取締役による監督が最低限保証されている旨のメッセージを発信すべきであるという指摘がされている。
- □ 東証の全上場会社の97.7%(市場第一部においては99.7%)が1名以上の社外取締役を選任している(平成30年7月調査時点)。
- □ 上記のように社外取締役の選任が進んだことなどに照らすと、社外取締役の有用性は一般的に広く認知されており、また、社外取締役を置くことを義務付けた場合における負担等の観点からも、そのコストよりもメリットの方が大きいという指摘がされている。

### 対応

■ 社外取締役を置くことの義務付け 上場会社等は、社外取締役を置かなければならないものとする。

(注) 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。